

緑ゆたかな美しいまちづくり条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

| 改正案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(近隣に迷惑をかけない義務)</p> <p>第47条 事業者及び市民は、騒音又はその飼養する<u>愛玩動物等</u>によって他人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。</p> <p>(<u>愛玩動物の所有者等の義務</u>)</p> <p>第50条 <u>愛玩動物</u>の所有者等は、その動物の習性、生態等に応じ、当該動物が近隣住民の生活環境を害さないよう飼養し、<u>適正</u>に管理しなければならない。</p> <p>(勧告又は命令)</p> <p>第51条 市長は、<u>前条</u>の規定に違反し、近隣住民の身体若しくは生活環境を著しく害し、又は危害を及ぼすおそれがあると認められる所有者等に対し、飼養方法の改善その他その違反を是正するため、必要な措置をとるべきことを勧告し、又は命ずることができる。</p> | <p>(近隣に迷惑をかけない義務)</p> <p>第47条 事業者及び市民は、騒音又はその飼養する<u>愛がん動物等</u>によって他人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。</p> <p>(<u>愛がん動物に関する規制</u>)</p> <p>第50条 <u>愛がん動物</u>の所有者等は、その動物の習性、生態等に応じ、当該動物が近隣住民の生活環境を害さないよう飼養し<u>適正</u>に管理しなければならない。</p> <p><u>2 市は、やむを得ず飼養できなくなった愛がん動物を引き取ることができる。</u></p> <p><u>3 前項の規定により、市に引き取りを依頼する所有者等は、次の各号に掲げる愛がん動物引取手数料を納付しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 大型犬 1匹につき 6,000円</u></p> <p><u>(2) 中型犬 1匹につき 5,000円</u></p> <p><u>(3) 小型犬, 成猫 1匹につき 4,000円</u></p> <p><u>(4) 生後2週間以内の子犬, 子猫 3匹まで 3,000円 (1匹を増すごとに500円を加算する。)</u></p> <p><u>(5) その他の動物 前各号に準ずる金額</u></p> <p>(勧告又は命令)</p> <p>第51条 市長は、<u>前条第1項</u>の規定に違反し、近隣住民の身体若しくは生活環境を著しく害し、又は危害を及ぼすおそれがあると認められる所有者等に対し、飼養方法の改善その他その違反を是正するため、必要な措置をとるべきことを勧告し、又は命ずることができる。</p> |